

大垣市 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民登録マスター
行政機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民活動部窓口サービス課
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法第5条に基づき備えるもので、居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の事務処理の基礎となるもの
記録項目	氏名，性別，生年月日，国籍本籍，住所
記録範囲	大垣市の住民基本台帳に記録されている者
記録情報の収集方法	本人の申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無
記録情報の経常的提供先	有(住民基本台帳法第12条の2、第12条の3及び第15条の4に基づく請求があった者)
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	市民活動部窓口サービス課 大垣市丸の内2丁目29番地
個人情報の訂正・利用停止についての他の法令等の定めの有無	無
個人情報ファイルの種別	マニュアル処理ファイル（紙媒体）

2022/10/12 17:18

